

令和6年度埴町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

埴町の農業は、二つの山系に挟まれた久慈川、川上川流域の標高200m前後の平坦地と標高700mまでの山間高冷地の耕地に、水稻・畜産・野菜の複合経営により営まれている。農作物は水稻、きゅうり・トマト・いちご等の野菜、特産物のこんにゃく・花き等がある。全水田の約半分で水稻が作付されているが、米価下落等により所得減少が続いているため、低コスト栽培や収益性の高い転作作物の生産が課題となっている。

農家戸数の90%が兼業農家で、一戸あたりの水田面積は少なく、圃場区画も小さいことから、土地利用率低く、土地利用集積も進まない状況である。また、農業者全般に高齢化が進んでおり、かつ後継者が少ない。

近年では土地所有者の高齢化に伴い平地における農地が地域の担い手への集積が進みつつあるが、中山間地域では基盤整備が進んでおらず、農地が不整形なこともあり担い手への集積が進まずにいる。

中山間地の農地については生産コストも高くなり、低コスト栽培に向かないため、今後は畑地化を推進し、中山間地の不整形水田の1割を目標に畑地化を進めていく。

これまで、飼料用米、地域振興作物に対して産地交付金で支援を行うことで作付面積を維持しているものの、コスト削減に向けた取組や主食用米以外の収益性のある作物への転換を行い、収益力の向上にむけ更なる取組が必要となる。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

(1) 適地適作の推進

埴町は標高200mから700mと高低差があり、気候・圃場条件に大きな開きがある。

低地では比較的日照時間も多く、野菜・花き等多様な作物の作付けを行い、高地では山林に囲まれているため日照時間が少なく、また不整形な農地が多く、大規模に作付けすることが困難である。作付けに向いている作物が限られている。低地での作付に適しているトマトやきゅうり、いちご等の作付けを推進する。

(2) 収益性・付加価値の向上

埴町の新たな振興作物として麦を推進している。

町内焼酎酒造会社が原料の調達を地元の農業者と契約を締結し、地場産業との連携を行いながら継続的な収益力を得られるよう取組む。

(3) 生産・流通コストの低減

飼料用米の収益を上げるためには多収品種の活用による単収の向上、低コスト生産技術の導入や農地の集積・集約が重要である。このため、直播栽培や疎植栽培等の生産技術の普及を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

(1) 地域の農地のあり方について

埴町においても水田農業における高齢化の課題があり、担い手の確保が重要となっている。

中山間地域における水田については雨水の保水など灌漑施設としての役割があるため国土を保全するために必要である。そのため畑地化を行う水田は久慈川水系周辺の比較的平地に限定することとする。

野菜などの高収益作物を地域の中心経営体に位置づけられる農業者による取り組みが増えていることから水田における作付けを推進し、将来的には低地における休耕田の畑地化を進める。

(2) 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

本年度から順次農業者への聞き取りを行い、令和8年度末までに水稻作付を行わない農地については交付対象水田とならないことを重点的に周知する。

農業委員会等の関係機関と連携を行い、低地部での水稻作付が行われていないほ場の有無について点検を行う。

畑地化については、圃場条件等が悪い中山間地が多いため、畑地化を前面に進めるのではなく生産者の意向や作付地域の方向性等を確認しながら土地の有効利用を図る。

また、ブロックローテーションについては、令和6年度に策定予定の「地域計画」に基づき、地域ごとの様々な機会を活用し、地域の将来方針の実現に向けて関係機関・関係団体と連携し、支援を進めていく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

需要に応じた生産及び適地適作の推進を図るとともに、安全・安心の米作りのため、有機栽培・特別栽培・による作付けを推進する。

(2) 備蓄米

全国的な政府備蓄米の取り組みと入札環境を踏まえて、主食用米と加工用米とのバランスを図りながら、需要に応じた生産を行う。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

畜産粗飼料等の自給率向上の動きから、飼料用米の生産は増加している。産地交付金を活用し、生産性向上等の取組として多収品種の導入による収穫量向上、低コスト生産栽培技術の確立、飼料用米の推進、収穫体制の整備を図る。3年後には全水稻面積の約1割での導入を図る。

イ 米粉用米

作付実績はないが、農業者や実需者の動向を踏まえながら転作作物として取り組みを検討する。

ウ 新市場開拓用米

作付実績はないが、農業者や実需者の動向を踏まえながら転作作物として取り組みを検討する。

エ WCS 用稲

水稻を生産しながら需給調整可能なため、農地の有効活用として推進を図る。また、産地交付金を活用し、収穫量向上、直播栽培や機械の共同利用による生産性向上等の取組に対する支援を行うことにより、生産拡大を推進する。

オ 加工用米

作付実績はないが、農業者や実需者の動向を踏まえながら転作作物として取り組みを検討する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦については、焼酎酒造会社との連携により農業者の安定的な収入になることを農業者へ周知し、水田からの転作を推進し、当町の特産品として位置づけ、特に推進を図る。

大豆については、消費者ニーズに対応した優良品種の導入と品質向上を図り、直販等の販売をしていく。

飼料作物については耕種農家と畜産農家の連携により自給体制が確立されたことから、この体制の継続を進めていく。

(5) そば、なたね

水田の有効活用としてそばの作付を推進し、産地交付金を活用して優良品種の導入と排水対策による品質向上を図り、直販等の販売をしていく。

なたねについては該当なし。

(6) 地力増進作物

取組なし。

(7) 高収益作物

①地域振興作物（いちご、きゅうり、トマト）

本町の主要品目であるいちご、きゅうり・トマトにおいて産地交付金を活用して生産拡大を図る。また、出荷時期が集中している現状から、長期出荷のための施設化を促進し、年間を通して安定した生産・出荷体制の確立を目指す。

②野菜

出荷時期が集中している現状から、長期出荷のための施設化を促進し、産地交付金を活用して年間を通して安定した生産・出荷体制の確立を目指す。

③地域振興花き（ダリア、カラー）

本町は花きの生産が盛んであり、その中でも地域振興作物であるダリアについては町の花として推進している。近年では近隣アジアへの輸出を行い、好評を得ている。カラーについては花き市場にて需要が高まっていることから産地交付金を活用し、生産拡大による経費を支援することで生産者数及び出荷量を拡大させ、さらなる振興を図る。

④花き・花木

本町は花の町として宣伝しており、地域振興花き以外の花き・花木も転作作物としての推進を図り、生産者数及び出荷量を拡大させ、さらなる振興を図る。

町内の花木輸出企業と連携することにより新たな花木生産者の掘り起こしを行い、転換を進めていく。

⑤果樹

町内では、りんご、うめ、かき等の生産が行われており、直売、道の駅などで好評を得ている。

今後、生産者数及び出荷量を拡大させ、さらなる振興を図る。

⑥その他高収益作物

・雑穀

町内では、えごまの生産が行われており、直売、道の駅などで好評を得ている。

今後、生産者数及び出荷量を拡大させ、さらなる振興を図る。

・その他作物

町内では、こんにゃくいも、小豆などの生産が行われており、直売、道の駅などで好評を得ている。

生産者数及び出荷量を拡大させ、さらなる振興を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	386.20	0.00	380.00	0.00	350.00	0.00
備蓄米	37.00	0.00	37.00	0.00	37.00	0.00
飼料用米	61.30	0.00	45.90	0.00	45.00	0.00
米粉用米	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新市場開拓用米	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
WCS用稲	11.80	0.00	7.72	0.00	7.00	0.00
加工用米	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
麦	1.00	0.00	0.80	0.00	0.80	0.00
大豆	0.70	0.00	0.70	0.00	0.70	0.00
飼料作物	3.80	0.00	3.30	0.00	2.90	0.00
・子実用とうもろこし	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
そば	0.10	0.00	0.10	0.00	0.10	0.00
なたね	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
地力増進作物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
高収益作物	18.20	0.00	19.40	0.00	26.20	0.00
・野菜	8.80	0.00	9.70	0.00	13.40	0.00
トマト	1.10	0.00	1.20	0.00	1.50	0.00
きゅうり	2.90	0.00	3.00	0.00	3.50	0.00
いちご	1.60	0.00	1.60	0.00	2.00	0.00
地域振興作物 A・B	2.60	0.00	2.60	0.00	5.10	0.00
その他の野菜	0.60	0.00	1.30	0.00	1.30	0.00
・花き・花木	8.60	0.00	8.90	0.00	12.80	0.00
ダリア	0.30	0.00	0.40	0.00	1.00	0.00
カラー	0.10	0.00	0.20	0.00	1.00	0.00
地域振興作物 A・B	5.80	0.00	5.90	0.00	8.40	0.00
その他の花き・花木	2.40	0.00	2.40	0.00	2.40	0.00
・果樹	0.00	0.00	0.40	0.00	0.00	0.00
地域振興作物 A・B	0.00	0.00	0.40	0.00	0.00	0.00
その他の果樹	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
・その他の高収益作物	0.80	0.00	0.40	0.00	0.00	0.00
地域振興作物 A・B	0.80	0.00	0.40	0.00	0.00	0.00
その他の高収益作物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
畑地化	0.00	0.00	0.90	0.00	1.00	0.00

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	WCS用稲、飼料用米（一般品種、多収品種）（基幹作物）	新規需要米助成①	取組面積 労働時間	（令和5年度） 飼料用米：49.0ha WCS用稲：11.8ha 飼料用米：38.5h/10a WCS用稲：37.0h/10a	（令和8年度） 飼料用米：33ha WCS用稲：6ha 飼料用米：31.5h/10a WCS用稲：29.5h/10a
2	ダリア・カラー （基幹作物）	地域振興花き助成	作付面積 ダリア カラー	（令和5年度） 0.3ha 0.1ha	（令和8年度） 1.0ha 1.0ha
3	いちご・きゅうり・トマト （基幹作物）	地域振興野菜助成	作付面積 トマト きゅうり いちご	（令和5年度） 1.1ha 2.9ha 1.6ha 計 5.6ha	（令和8年度） 1.5ha 3.5ha 2.0ha 計 7.0ha
4	野菜、花き、果樹、その他の高 収益作物（基幹作物） （対象作物は別紙1「助成対象 作物一覧」のとおり）	地域振興作物助成A・ B	作付面積 地域振興作物A 地域振興作物B	（令和5年度） A:6.5ha B:1.9ha 計 8.4ha	（令和8年度） A:10ha B:3.5ha 計 13.5ha
5	WCS用稲、飼料用米（一般品種、多収品種）（基幹作物）	新規需要米助成②	取組面積 労働時間	（令和5年度） 飼料用米：12.3ha WCS用稲：0.0ha 飼料用米：24.2h/10a WCS用稲：0h/10a	（令和8年度） 飼料用米：12ha WCS用稲：1ha 飼料用米：27h/10a WCS用稲：25h/10a
6	麦（基幹作物）	麦振興助成	取組面積 10aあたりの収量	（令和5年度） 1.0ha 134kg/10a	（令和8年度） 0.8ha 200kg/10a
7	飼料用米（多収品種）（基幹作物）	多収品種助成	取組面積 10aあたりの生産費		（令和8年度） 45ha 11,661円/10a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:福島県

協議会名:塙町農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	新規需要米助成①	1	5,000	WCS用稲、飼料用米(一般品種、多収品種)(基幹作物)	労働時間の短縮の取組(温湯種子消毒 等)
2	地域振興花き助成	1	20,000	ダリア、カラー(基幹作物)	作付面積に応じて支援
3	地域振興野菜助成	1	20,000	いちご、きゅうり、トマト(基幹作物)	作付面積に応じて支援
4	地域振興作物助成A	1	12,000	野菜、花き、その他の高収益作物(基幹作物) (対象作物は別紙1「助成対象作物一覧」のとおり)	作付面積に応じて支援
4	地域振興作物助成B	1	8,000	野菜、花き、果樹、その他の高収益作物(基幹作物) (対象作物は別紙1「助成対象作物一覧」のとおり)	作付面積に応じて支援
5	新規需要米助成②	1	3,000	WCS用稲、飼料用米(一般品種、多収品種)(基幹作物)	労働時間の短縮の取組(温湯種子消毒 等)
6	麦振興助成	1	5,000	麦(基幹作物)	収量の確保の取組(排水対策 等)
7	多収品種助成	1	2,000	飼料用米(多収品種)(基幹作物)	生産費の縮小の取組(温湯種子消毒 等)

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

助成対象作物一覧

区 分		対象分類	対象作物
地域振興作物	A	野菜 ※出荷用	アスパラガス、いんげんまめ、えんどうまめ、にら、メロン
		花き（切り花） ※出荷用	カキツバタ、カーネーション、きく、サイネリア、シクラメン、スイレン、トルコギキョウ、ハス、ポインセチア、りんどう、
		その他の高収益作物（雑穀類） ※出荷用	えごま
		花き（枝物） ※出荷用 ※定植後3年目までを対象	サクラ、ナツハゼ、なんてん、ヒペリカム、ユーカリ、ユキヤナギ
		その他高収益作物（特例作物） ※出荷用	こんにゃくいも
	B	野菜 ※出荷用	あさつき、うど、うり、うるい、えだまめ、おおわさび(葉わさび)、オクラ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、きくいも、キャベツ、こごみ、ごぼう、こまつな、サツマイモ、さといも、サラダ菜、サンチュ、シオデ、しそ、しどけ、しゅんぎく、じゅんさい、しょうが、スイートコーン、すいか、せり、セロリ、ぜんまい、そらまめ、だいこん、たまねぎ、たらもの芽、ちんげんさい、なす、なばな、にんじん、にんにく、ねぎ、ハーブ、はくさい、パクチー、ばれいしょ、ピーマン、ふき、ふきのとう、ブロッコリー、ほうれんそう、ホオズキ、マコモダケ、みずな、みつば、みやまいらくさ、みょうが、ヤーコン、やまのいも、よもぎ、らっきょう、レタス、れんこん、わらび
		その他の高収益作物（雑穀類） ※出荷用	はとむぎ
		花き（切り花、鉢物） ※出荷用	アスター、アルストロメリア、キンセンカ、クジャクソウ、グラジオラス、ケイトウ、しゃくやく、スイートピー、スターチス、ストック、デルフィニウム、バラ、ひまわり、ゆり、リアトリス、宿根かすみそう、
		花き（枝物） ※出荷用 ※定植後3年目までを対象	あじさい、ミナヅキ
		その他の高収益作物（特例作物） ※出荷用	小豆、ハナマメ、落花生、しめ縄用青刈り稲
		果樹、果樹以外の木本性作物 ※R6年度新規作付のみ対象	あけび、あんず、いちじく、うめ、おうとう、かき、キウイフルーツ、ぎんなん、くり、すもも、西洋なし、日本なし、ぶどう、ブルーベリー、プルーン、もも、りんご

※ 収穫や出荷を行うことが必要です。「捨て作り」には交付されません。

※ 収穫を行うことができない生産段階の作物については、地域の栽培方法等に基づく肥培管理等が必要です。

※ 配分額を超過する場合は、交付単価を減額調整する場合があります。

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

埴町農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
埴町農業再生協議会	4,595,000	4,595,000		4,595,000

(注) 追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

4,595,000

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価① (円/10a)	面 積 (a単位)※3																	所要額 ①×② (円)
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物				その他	合計 ② ※5	
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹	その他の 高収益作物			
1	新規需要米助成①	1	5,000					3,390	672											4,062	2,031,000
2	地域振興花き助成	1	20,000													55				55	110,000
3	地域振興野菜助成	1	20,000												460					460	920,000
4	地域振興作物助成A	1	12,000												50	410		40		500	600,000
4	地域振興作物助成B	1	8,000												120	20	20	20		180	144,000
5	新規需要米助成②	1	3,000					1,200	100											1,300	390,000
6	麦振興助成	1	5,000	80																80	40,000
7	多収品種助成	1	2,000					1,800												1,800	360,000
合計(基幹)※4			実面積	80				4,590	772						630	485	40	40		6,637	※6 4,595,000
合計(二毛作)※4			実面積																		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。
また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

次の①→②→③の順に調整を行う。

- ①整理番号5の取組計画面積に応じて、20,000円/10aを上限に単価を上乗せする。
- ②整理番号1の取組計画面積に応じて、20,000円/10aを上限に単価を上乗せする。
- ③整理番号7の取組計画面積に応じて、20,000円/10aを上限に単価を上乗せする。

※単価の計算方法: 以下の計算式により各使途ごとに単価を算出し、残額について次の使途に順次活用する。
配分のうち活用可能額÷当該使途の取組面積(原則として1,000円単位)

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

所要額が配分額を超えた場合は、次の計算式により単価調整係数を算出し、それぞれの単価に乗じて一律に単価調整を行う。

- ・単価調整係数1(小数点第4位以下切り捨て) = (配分額(当初配分+追加配分)÷所要額の合計額)
- ・調整後の単価(原則として1,000円単位) = 調整前の単価 × 単価調整係数1

6. 高収益作物について

えごま、こんにゃくいも、はとむぎ、小豆、ハナマメ、落花生、しめ縄用青刈り稲

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埴町農業再生協議会				整理番号	1（継続）（令和3年）
使途名	新規需要米助成①					
対象作物	WCS用稲、飼料用米（一般品種、多収品種）（基幹作物）					
単 価	5,000円/10a（上限単価：20,000円/10a）					
課 題	水田をそのまま活用できるWCS用稲及び飼料用米については、農業者の過度な負担がなく取り組めることから、産地交付金による支援を行い、作付の推進を図ってきた。 令和5年度は、主に集荷業者等関係者が推進に力を入れ、新規取組者の確保を行った結果、主食用米からの転換を行い、飼料用米・WCS用稲ともに目標面積を達成することができた。 労働時間については飼料用米は38.5h/10a（取組者からの聞き取り）、WCS用稲は37.0h/10a（取組者からの聞き取り）となった。 取組要件について、飼料用米・WCS用稲の作付けの継続を図るため、現行の要件とする。 令和6年度は、主食用米への転換を防ぎ飼料用米・WCS用稲の定着度拡大を図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	取組面積	目標	飼料用米：36ha WCS用稲：9ha 飼料用米：31.5h/10a WCS用稲：29.5h/10a	飼料用米：33.9ha WCS用稲：6.72ha 飼料用米：31.5h/10a WCS用稲：29.5h/10a	飼料用米：33.6ha WCS用稲：6.2ha 飼料用米：31.5h/10a WCS用稲：29.5h/10a	飼料用米：33ha WCS用稲：6ha 飼料用米：31.5h/10a WCS用稲：29.5h/10a
	労働時間	実績	飼料用米：49.0ha WCS用稲：11.8ha 飼料用米：38.5h/10a WCS用稲：37.0h/10a	-	-	-
内 容	対象者が、労働時間の削減の取組を行い、生産・販売した場合、作付面積に応じて助成する。なお、飼料用米について、今後さらに作付の推進を図る必要があることから、県による飼料用米への支援に上乗せによる支援を行う。					
具体的要件	1 助成対象者 ・実需者等に出荷・販売することを目的として、生産に取り組む農業者又は集落営農とする。 ・別紙1の①に該当する農地で作付けした新規需要米とする 2 取組要件 ①実需者と出荷・販売契約等（自家利用は除く）を締結するとともに、収穫、販売を行うこと。 ②新規需要米取組計画の認定を受けていること。 ③多収品種とは、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付25食総第3578号）別紙1の第4の3に規定されたものとする。 ④以下の取組中からいずれか2つ以上実施する。 ・温湯種子消毒 ・側条施肥 ・農業の田植同時処理 ・立毛乾燥（飼料用米） ・収穫機械等の共同利用 ・共同乾燥調製施設（CE、RC）の活用（飼料用米） ・フレコン・バラ出荷の取組（飼料用米） （共同乾燥調製施設等のフレコン・バラ出荷施設の利用を含む） ・疎植栽培					
取組の 確認方法	1 助成対象者 ・営農計画書又は交付申請書及び販売伝票。必要に応じて出荷・販売・収穫・肥培管理等を行なったこと分かる書類（出荷契約書、作業日誌等）。 2 取組要件 ①現地確認及び販売伝票。必要に応じて出荷・販売・収穫を行なったこと分かる書類（出荷契約書、作業日誌等） ②新規需要米の認定を受けていることが分かる書類 ③多収品種種子購入伝票（自家採種の場合は自家採種の取組申請書及び導入当初の種子購入伝票） ④作業日誌・共同利用計画書・生産団体の会員名簿、作業計画書					
成果等の 確認方法	令和6年12月末までに以下の方法で確認する。 1 飼料用米、WCS用稲の作付面積については、交付対象面積を集計 2 労働時間については、農業者への聞き取りにより確認する。					
備考	支援年限は設定していない					

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

(別紙 1)

地域区分

①中山間地域		②その他
堀越	山形	①以外の地域
西河内	大蔵	
東河内	田代	
常世北野	那倉	
常世中野	片貝	
竹ノ内	湯岐	
板庭	木野反	
中塚	川上	
田野作	真名畑	

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埴町農業再生協議会				整理番号	2（継続）（令和2年）
使途名	地域振興花き助成					
対象作物	ダリア、カラー（基幹作物）					
単 価	20,000円/10a					
課 題	町の特産品として推進しているダリア・カラーにおいて、作付面積の拡大を推進しているが作付面積が伸び悩んでいる。しかし、花き市場ではダリア・カラーの需要が多く、高収益作物であるため、生産量を増やしていく。 令和5年度は地域協議会として農業者へチラシの配布や個別に農業者へ周知を図ったがダリアについては作付者の減があり面積減となった。 生産者が高齢化してきており、作付面積を縮小する傾向があるため、農家の面積拡大も必要だが、新規の生産者を増やすことが課題となっている。 今後の目標の達成のためには新規の取組者を確保する必要がある。令和6年度も他品目に比べ有利な転作作物であることを町広報誌や適宜説明会を開催することで周知し、地域協議会、関係者が一体となり新規取組者の確保の取組を行い作付の推進を図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積 ダリア カラー	目標	1.7ha 1.3ha	0.4ha 0.2ha	0.7ha 0.5ha	1.0ha 1.0ha
		実績	0.3ha 0.1ha	—	—	—
内 容	花き市場で需要が高まっている基幹作物を生産・販売する取組を支援する。					
具体的要件	1. 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織とする。 2. 取組要件 実需者等へ出荷・販売を行うこと。					
取組の 確認方法	1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書及び販売伝票。必要に応じて出荷・販売・収穫を行なったことの方かる書類（出荷契約書、作業日誌等）。 2 取組要件 出荷・販売伝票。必要に応じて作業日誌等書類により確認する。					
成果等の 確認方法	令和6年12月末までに以下の方法で確認する。 作付面積については交付対象面積を集計。					
備考	支援年限は設定していない					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埴町農業再生協議会				整理番号	3（継続）（令和2年）
使途名	地域振興野菜助成					
対象作物	いちご、きゅうり、トマト（ミニトマト、加工用含む）（基幹作物）					
単 価	20,000円/10a					
課 題	いちご、きゅうり、トマト（ミニトマト、加工用含む）は、町の主要品目である。作付条件不利地である水田での作付経費等を支援し、生産拡大していくために、作付けした場合に作付面積に応じて助成する。 産地交付金の活用推進を図るため方針作成者および生産者に対し農業再生協議会幹事会や営農計画書配布時にチラシの配布等による周知を行った。トマト・きゅうりについては高齢のためやむなく面積縮小となったが、概ね目標値に近い面積となった。 令和6年度についても面積拡大を目標とし、営農計画書配布時にチラシを配布、町広報誌等で加入促進のための記事の掲載等で周知を図り、地域協議会、関係者が一体となり新規取組者の確保の取組を行い作付の推進を図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積 トマト きゅうり いちご	目標	1.5ha 3.5ha 1.5ha 計 6.5ha	1.2ha 3.0ha 1.6ha 計 5.8ha	1.2ha 3.2ha 1.8ha 計 6.2ha	1.5ha 3.5ha 2.0ha 計 7.0ha
		実績	1.1ha 2.9ha 1.6ha 計 5.6ha	—	—	—
内 容	対象作物の作付を行い、出荷・販売する取組を支援する。					
具体的要件	1. 助成対象者 実需者等へ出荷・販売することを目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織とする。 2. 取組要件 実需者等へ出荷・販売を行うこと。					
取組の 確認方法	1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書及び販売伝票。必要に応じて出荷・販売・収穫を行なったことの分かる書類（出荷契約書、作業日誌等）。 2 取組要件 出荷・販売伝票。必要に応じて作業日誌等書類により確認する。					
成果等の 確認方法	令和6年12月末までに以下の方法で確認する。 作付面積については交付対象面積を集計					
備考	支援年限は設定していない					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埴町農業再生協議会				整理番号	4（継続）（令和2年）
使途名	地域振興作物助成A・B					
対象作物	野菜、花き、果樹、その他の高収益作物（基幹作物） ※対象作物は別紙2「助成対象作物一覧」のとおり					
単 価	地域振興作物A 12,000円/10a 地域振興作物B 8,000円/10a					
課 題	当地域においては、野菜、花き等の高収益作物を推進し、地域の農作物の自給率を上げることが必要のため、対象作物の範囲を広くし農業への意欲向上を図る。 産地交付金の活用推進を図るため、令和5年度においては方針作成者および生産者に対しチラシの配布や町広報誌等で加入促進のための記事の提供等で制度の周知を行ったことにより、取り組み農業者が作付け面積を拡大したが、今後離農者が出た場合、作付地の減少が見込まれるため、新規生産者の誘導が必要となる。そのため、令和6年度においても本交付金の対象品目を作付条件不利地である水田に作付した際に、支援する旨をチラシ及び町広報誌等で周知を図り、引き続き新規生産者の確保及び作付面積拡大を図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積 地域振興作物A " B	目標	A:10ha B:3.54ha 計 13.54ha	A6.6ha B:1.9ha 計 8.5ha	A:9.7ha B:3.5ha 計 13.2ha	A:10ha B:3.5ha 計 13.5ha
		実績	A6.5ha B:1.9ha 計 8.4ha	—	—	—
内 容	対象作物の出荷量を増やし、出荷・販売を行う取組を支援する。					
具体的要件	1 助成対象者 ・実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。 2 取組要件 ・助成対象は、当年産において1水田当たり1作物とする。 ・地域振興作物A・B：実需者等へ出荷・販売を行うこと。 ただし、新植等で収穫を行うことができない生育段階の作物（収穫までに1年を超える期間を要する作物）等については、地域の栽培方法等に基づく肥培管理を行うことで交付対象とする。 ・地域振興作物A、Bの花き（枝物）については、定植後3年目までを対象とする。 ・地域振興作物Bの果樹、果樹以外の木本性作物は、新規作付のみ対象とする。					
取組の 確認方法	1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書及び販売伝票。必要に応じて出荷・販売・収穫を行なったことの分かる書類（出荷契約書、作業日誌等）。 2 取組要件 ・現地確認及び販売伝票。必要に応じて出荷・販売・収穫を行なったことの分かる書類（出荷契約書、作業日誌等）。 ・収穫までに1年を超える作物については、現地確認及び作業日誌等で地域の栽培方法等に基づく肥培管理を行っていることを確認する。					
成果等の 確認方法	令和6年12月末までに以下の方法で確認する。 作付面積については、交付対象面積を集計					
備考	支援年限は設定していない					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

助成対象作物一覧

区 分		対象分類	対象作物
地域振興作物	A	野菜 ※出荷用	アスパラガス、いんげんまめ、えんどうまめ、にら、メロン
		花き（切り花） ※出荷用	カキツバタ、カーネーション、きく、サイネリア、シクラメン、スイレン、トルコギキョウ、ハス、ポインセチア、りんどう、
		その他の高収益作物（雑穀類）※出荷用	えごま
		花き（枝物） ※出荷用 ※定植後3年目までを対象	サクラ、ナツハゼ、なんてん、ヒペリカム、ユーカリ、ユキヤナギ
		その他の高収益作物（特例作物） ※出荷用	こんにゃくいも
	B	野菜 ※出荷用	あさつき、うど、うり、うるい、えだまめ、おおわさび(葉わさび)、オクラ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、きくいも、キャベツ、こごみ、ごぼう、こまつな、サツマイモ、さといも、サラダ菜、サンチュ、シオデ、しそ、しどけ、しゅんぎく、じゅんさい、しょうが、スイートコーン、すいか、せり、セロリ、ぜんまい、そらまめ、だいこん、たまねぎ、たらふく、ちんげんさい、なす、なばな、にんじん、にんにく、ねぎ、ハーブ、はくさい、パクチー、ばれいしょ、ピーマン、ふき、ふきのとう、ブロッコリー、ほうれんそう、ホオズキ、マコモダケ、みずな、みつば、みやまいらくさ、みょうが、ヤーコン、やまのいも、よもぎ、らっきょう、レタス、れんこん、わらび
		その他の高収益作物（雑穀類）※出荷用	はとむぎ
		花き（切り花、鉢物） ※出荷用	アスター、アルストロメリア、キンセンカ、クジャクソウ、グラジオラス、ケイトウ、しゃくやく、スイートピー、スターチス、ストック、デルフィニウム、バラ、ひまわり、ゆり、リアトリス、宿根かすみそう、
		花き（枝物） ※出荷用 ※定植後3年目までを対象	あじさい、ミナヅキ
		その他の高収益作物（特例作物） ※出荷用	小豆、ハナマメ、落花生、しめ縄用青刈り稲
		果樹、果樹以外の木本性作物 ※R6年度新規作付のみ対象	あけび、あんず、いちじく、うめ、おうとう、かき、キウイフルーツ、ぎんなん、くり、すもも、西洋なし、日本なし、ぶどう、ブルーベリー、プルーン、もも、りんご

※ 収穫や出荷を行うことが必要です。「捨て作り」には交付されません。

※ 収穫を行うことができない生産段階の作物については、地域の栽培方法等に基づく肥培管理等が必要です。

※ 配分額を超過する場合は、交付単価を減額調整する場合があります。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埴町農業再生協議会				整理番号	5(継続) (令和3年)
使途名	新規需要米助成②					
対象作物	WCS用稲、飼料用米(一般品種、多収品種)(基幹作物)					
単 価	3,000円(上限単価:20,000円/10a)					
課 題	これまで、産地交付金による支援を行い、新規需要米の作付の推進を図ってきた。 中山間に比べ比較的作付けが容易な平地については収量は確保されるが飼料用米の販売価格が安いためメリットが感じられず、主食用米への揺り戻しとなる可能性があるため、引き続き産地交付金を活用し、新規需要米の推進を図る。 対象地域については別紙1の②の地域とする。 令和5年度は、主に集荷業者等関係者が推進に力を入れ、新規取組者の確保を行った結果、主食用米からの転換を行い、飼料用米・WCS用稲ともに目標面積を達成することができた。 労働時間については飼料用米は24.2h/10a(取組者からの聞取り)となった。(WCS用稲は実績なし) 取組要件について、飼料用米・WCS用稲の作付けの継続を図るため、現行の要件とする。 令和6年度は、主食用米への転換を防ぎ飼料用米・WCS用稲作付の定着度拡大を図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	取組面積	目標	飼料用米:15ha WCS用稲:1ha 飼料用米:27h/10a WCS用稲:25h/10a	飼料用米:12ha WCS用稲:1ha 飼料用米:27h/10a WCS用稲:25h/10a	飼料用米:12ha WCS用稲:1ha 飼料用米:27h/10a WCS用稲:25h/10a	飼料用米:12ha WCS用稲:1ha 飼料用米:27h/10a WCS用稲:25h/10a
		実績	飼料用米:12.3ha WCS用稲:0.0ha 飼料用米:24.2h/10a WCS用稲:0h/10a	—	—	—
内 容	対象者が、労働時間の削減及の取組を行い、生産・販売した場合、作付面積に応じて助成する。なお、飼料用米について、今後さらに作付の推進を図る必要があることから、県による飼料用米への支援に上乗せによる支援を行う。					
具体的要件	1 助成対象者 ・実需者等に出荷・販売することを目的として、生産に取り組む農業者又は集落営農とする。 ・別紙1の②に該当する農地で作付けした新規需要米とする。 2 取組要件 ①実需者と出荷・販売契約等(自家利用は除く)を締結するとともに、収穫、販売を行うこと。 ②新規需要米取組計画の認定を受けていること。 ③多収品種とは、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付25食総第3578号)別紙1の第4の3に規定されたものとする。 ④温湯種子消毒の取組を行っていること。 ⑤以下の取組中からいずれか2つ以上実施する。 ・側条施肥 ・農薬の田植同時処理 ・立毛乾燥(飼料用米) ・収穫機械等の共同利用 ・共同乾燥調製施設(GE、RC)の活用(飼料用米) ・フレコン・バラ出荷の取組(飼料用米) (共同乾燥調製施設等のフレコン・バラ出荷施設の利用を含む) ・疎植栽培					
取組の 確認方法	1 助成対象者 ・営農計画書又は交付申請書及び販売伝票。必要に応じて出荷・販売・収穫・肥培管理等を行なったこと分かる書類(出荷契約書、作業日誌等)。 2 取組要件 ①現地確認及び販売伝票。必要に応じて出荷・販売・収穫を行なったこと分かる書類(出荷契約書、作業日誌等) ②新規需要米の認定を受けていることが分かる書類 ③多収品種種子購入伝票(自家採種の場合は自家採種の取組申請書及び導入当初の種子購入伝票) ④作業日誌・共同利用計画書・生産団体の会員名簿、作業計画書					
成果等の 確認方法	令和6年12月末までに以下の方法で確認する。 1 飼料用米、WCS用稲の作付面積については、交付対象面積を集計 2 労働時間については、農業者への聞き取りにより確認する。					
備考	支援年限は設定していない					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埴町農業再生協議会				整理番号	6(継続) (令和3年)
使途名	麦振興助成					
対象作物	麦(基幹作物)					
単 価	5,000円/10a					
課 題	水田の有効活用や農家の所得向上を目的として、麦の作付けの推進を図る。 湿害に弱く、湿地での作付に向かない麦を水田に作付する場合、収穫量及び品質を確保するために排水対策や肥培管理等を行う必要があるが、経費及び手間がかかるので転作作物としての普及が進んでいない。 収量については目標単収まで届かなかった。令和6年度については東西しらかわ農業協同組合・東部営農センター・県南農林事務所等の関係機関と連携を取り、栽培指導に力を入れ、単収の増加を目標に推進していく。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	取組面積 10aあたりの収量	目標	1.5ha 200kg/10a	0.8ha 200kg/10a	0.8ha 200kg/10a	0.8ha 200kg/10a
		実績	1.0ha 134kg/10a	—	—	—
内 容	対象者が、生産・販売した場合、作付面積に応じて助成する。なお、麦について、今後さらに作付の推進を図る必要があることから、国・県による支援に上乗せによる支援を行う。					
具体的要件	1 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、生産に取り組む農業者又は集落営農とする。 2 取組要件 ・実需者等との出荷・販売契約等を締結し、収穫・出荷・販売を行なうこと。 ・いずれかの排水対策を行うこと（暗渠の施行、心土破碎、溝切り、畝立て） （1）次のいずれかの取組を行うこと。 ア 病虫害防除対策の実施 イ 追肥 ウ 鳥獣害対策（電気柵・鉄柵） エ 収穫機械の共同利用					
取組の 確認方法	1 助成対象者 ・営農計画書又は交付申請書 2 取組要件 ①出荷販売契約書・自家利用計画書・作業日誌等 ②取組を行ったことのわかる書類（作業日誌）					
成果等の 確認方法	令和6年12月末までに以下の方法で確認する。 取組面積については、交付対象面積を集計。					
備考	支援年限は設定していない					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埴町農業再生協議会				整理番号	7(R6 新設)
使途名	多収品種助成					
対象作物	飼料用米(多収品種)(基幹作物)					
単 価	2,000円/10a (上限単価: 20,000円/10a)					
課 題	水田をそのまま活用できる飼料用米については、農業者の過度な負担がなく取り組み、さらに多収品種を作付けすることで農家の収入の向上が期待できることから、産地交付金による支援を行い、作付の推進を図る。 多収品種の栽培においては、主食用米品種に比較し、肥料を多く施用する必要があることから、県の支援に<u>乗せ</u>する一方、主食用米の水準と同等となるよう県支援の2分の1である2,000円/10aを支援する。 令和6年度の目標面積は18haとし、令和8年度には45haを目標とする。 生産費については、令和6年度から令和8年度まで11,661円/60kgを目標とする。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	取組面積	目標	-	18ha 11,661円/60kg	32ha 11,661円/60kg	45ha 11,661円/60kg
		実績	-	-	-	-
	10a当たりの生産費					
内 容	飼料用米多収品種の作付を支援する。					
具体的要件	1 助成対象者 ・実需者等に出荷・販売することを目的として、多収品種の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。 2 取組要件 ①実需者と出荷・販売契約等(自家利用は除く)を締結するとともに、収穫、販売を行うこと。 ②新規需要米取組計画の認定を受けていること。 ③多収品種とは、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付25食総第3578号)別紙1の第4の3に規定されたものとする。 ④以下の取組中からいずれか2つ以上実施する。 ・温湯種子消毒 ・側条施肥 ・農薬の田植同時処理 ・立毛乾燥(飼料用米) ・収穫機械等の共同利用 ・共同乾燥調製施設(GE、RC)の活用(飼料用米) ・フレコン・バラ出荷の取組(飼料用米) (共同乾燥調製施設等のフレコン・バラ出荷施設の利用を含む) ・直播栽培					
取組の 確認方法	1 助成対象者 ・営農計画書又は交付申請書及び販売伝票。必要に応じて出荷・販売・収穫・肥培管理等を行なったことので分かる書類(出荷契約書、作業日誌等)。 2 取組要件 ①現地確認及び販売伝票。必要に応じて出荷・販売・収穫を行なったことので分かる書類(出荷契約書、作業日誌等) ②新規需要米の認定を受けていることが分かる書類 ③多収品種種子購入伝票(自家採種の場合は自家採種の取組申請書及び導入当初の種子購入伝票) ④作業日誌・共同利用計画書・生産団体の会員名簿、作業計画書					
成果等の 確認方法	令和6年12月末までに以下の方法で確認する。 1 作付面積については、交付対象面積を集計 2 生産費については、農業者への聞き取りにより確認する。					
備考	支援年限は設定していない 整理番号1又は5との重複を可とする。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

埧町農業再生協議会会員名簿

※敬称略

所属団体名	職・氏名	協議会役職	摘 要
埧町	町 長 宮田 秀利		
埧町（農地利用集積円滑化団体）	町 長 宮田 秀利		
埧町農業委員会	会 長 小松 孝行	会 長	
J A東西しらかわ埧支店	支店長 前田 守栄	副 会 長	
J A東西しらかわ東部営農センター	センター長 薄葉 正勝		
J A東西しらかわ東部営農センター （農地利用集積円滑化団体）	センター長 薄葉 正勝		
福島県農業共済組合 県南支局 白河出張所	所 長 菊地 秀章		
埧町認定農業者会	会 長 花島 伸芳		
東白商事株式会社	代表取締役 白石 禎彦		
金澤誠米肥店	代 表 金澤 誠治	監 事	
金澤米肥店	代 表 金澤 正人	監 事	
石安米肥店	代 表 石井 二郎		
埧町商工会女性部	部 長 下重 きく江		消費者団体
埧町農林推進課	課 長 金田 一徳		事務局長
埧町農業委員会	事務局長 渋谷 孝弘		